

納税義務等の承継に係る明細書
(兼相続人の代表者指定届出書)

被相続人

第1表の付表1(令和5年1月分以降用)

この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。

① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合

② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合

③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合

1 死亡した者の住所・氏名等

住所

フリガナ

氏名

相続開始年月日

令和 年 月 日

2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額

納付すべき税額
(相続税の申告書第1表の㊸又は㊹の金額)

円

還付される税額
(相続税の申告書第1表の㊺又は㊻の金額)

△

円

.....A

3 相続人等の代表者の指定

(相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。)

相続人等の代表者の氏名

4 限定承認の有無

(相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)

限定承認

5 相続人等に関する事項

(1) 住所	〒		〒		〒	
(2) 氏名	フリガナ	参考として記載している場合	フリガナ	参考として記載している場合	フリガナ	参考として記載している場合
(3) 個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。	
(4) 職業及び被相続人との続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業	続柄
(5) 生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日		明・大・昭・平・令 年 月 日		明・大・昭・平・令 年 月 日	
(6) 電話番号						
(7) 承継割合	法定・指定		法定・指定		法定・指定	
(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円		円		円	
(9) 各人の (8) の合計					円	
(10) (8)の(9)に対する割合						

6 税額

A × B	納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て)	00円	00円	00円
	還付される税額	△ 円	△ 円	△ 円

※税務署整理欄	整理番号	0	0	0
	番号確認	身元確認		

税務署受付印

※の項目は記入する必要がありません。

書 き か た 等

《使用目的等》

- 1 この第1表の付表1は、表面の①から③までのいずれかに該当するときに使用するものです。
- 2 この第1表の付表1を記入する前に、申告書で死亡した人の納付すべき税額又は還付される税額を計算してください。
- 3 共同して申告書を提出するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した者を除きます。）について記入します。

《死亡した人の申告書（第1表又は第1表（続））の書きかた》

- 「住所」と「氏名」欄は、相続税の申告書を提出すべき者（死亡した人）の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入してください。
- なお、死亡した人の相続人や包括受遺者が1名のときは、この第1表の付表1の提出を省略して差し支えありません。この場合、これらの欄を2段に分け次のように記入してください。
- (1) 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始（死亡）年月日を記入してください。
 - (2) 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の氏名、住所を記入するとともに、その氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入してください。

《第1表の付表1の書きかた》

- 1 「1 死亡した者の住所・氏名等」の「住所」欄
死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所を記入してください。
- 2 「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄
死亡した人の申告書第1表の④又は⑤欄（還付になる場合には⑥又は⑦欄）の金額を転記してください。
- 3 「5 相続人等に関する事項」
共同して申告書を提出するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者（相続を放棄した人を除きます。）について記入してください。
 - (1) 「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの第1表の付表1を提出するときの住所（法人である場合は所在地）を記入してください。
 - (2) 「氏名」欄
この第1表の付表1により共同して申告書を提出しない相続人や包括受遺者である場合（参考として記載している場合は、その者の氏名（法人である場合は名称）の右側の「参考」を○で囲んでください（共同して申告書を提出しない相続人や包括受遺者は、別に申告書と第1表の付表1を提出することになります。）。
 - (3) 「個人番号又は法人番号」欄
この第1表の付表1により共同して申告書を提出する相続人や包括受遺者は、個人番号（法人である場合は法人番号）を記入してください。
なお、この第1表の付表1の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記入しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる。）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。
 - (4) 「承継割合・・・B」欄
法定相続分（民法第900条、901条）により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分（民法第902条）により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。
（注1）次に掲げる場合の法定相続分は、次の表のとおりになります。
なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
被 相 続 人 に	子がいる場合	配偶者	2分の1
		子	2分の1
	子がない場合	配偶者	3分の2
		父母	3分の1
	子も父母もない場合	配偶者	4分の3
		兄弟姉妹	4分の1

（注2）指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

- (5) 「相続又は遺贈により取得した財産の価額」欄
各人が相続や包括遺贈により取得する積極財産の相続時の価額を記入してください。
なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分（「5 (7)承継割合・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 4 「6 税額」欄
この欄には、「2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額」の「納付すべき税額」欄又は「還付される税額」欄に各人の相続分（「5 (7)承継割合・・・B」に記入されている各人の割合）を乗じて求めた金額を記入してください。
なお、「納付すべき税額」欄に記入する場合は100円未満の端数を切り捨て、「還付される税額」欄に記入する場合は1円（1円未満の端数切捨て）単位まで記入してください。